

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大宮駐屯地
第338会計隊大宮派遣隊長 飯塚 久司

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
使用済車両売払	別紙内訳書及び仕様書のとおり			

(2) 引 取 完 了 期 限 代金納付の日から5日以内(令和6年11月29日までに搬出)

(3) 引 取 場 所 陸上自衛隊大宮駐屯地 埼玉県さいたま市北区日進町1－40－7

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で等級がC以上に格付され、競争参加地域が関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格(引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業)を有する者又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる者。下請させる場合は、令和6年9月18日 13時00分までに下請申請書を提出し承認を受けること。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は、陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊大宮駐屯地 第338会計隊大宮派遣隊事務室
- (2) 東部方面会計隊ホームページ

4 現 場 説 明 会

現場説明会については実施しない。ただし、令和6年9月6日から令和6年9月19日17:00までの間で入札参加資格を確認後であれば下記担当者と調整をし、現場を確認することが出来る。
担当者:大宮駐屯地業務隊補給科 黒田 内線(373)

5 入 札

- (1) 入 札 日 時 令和6年9月20日 11時00分
- (2) 入 札 会 場 陸上自衛隊大宮駐屯地 第1庁舎 3階 入札室

6 入 札 条 件

(1) 入札金額

ア 入札書には消費税を除いた金額を記載する。

イ 入札書には内訳書を添付すること(内訳書がなくても無効にはしないが、契約書作成を容易にするため、添付すること)。
ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出すること。

(2) 郵便入札

郵便による入札は可とする。入札日前日の17時00分までを到着期限とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と明記して郵送し、送達者の責により到着の確認をすること。

(3) 再 度 入 札

ア 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵送による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。

イ 日時及び場所

(ア) 日 時

令和6年9月26日 13時10分

(イ) 場 所

陸上自衛隊大宮駐屯地 第1庁舎3階 入札室

7 落 札 決 定 方 法

(1) 総額。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格を超え、かつ最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2人以上ある場合には、抽選により落札者を決定する。

8 入 札 の 無 効

(1) 本公告に示した資格のない者が行った入札。

(2) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約書に反する事態が生じた場合。

(3) 入札書に記載された入札金額、入札者氏名及び押印された印影が判別し難い場合。

(4) 電信、電話、ファックス等による入札。

(5) 郵便入札で、到着期限に間に合わなかったもの。

(6) 令和6年9月18日 13時00分までに下請負申請書を提出し、承認を受けられなかった者の入札。

(7) 令和6年9月18日 13時00分までに資格審査決定通知書(全省庁統一資格)、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破碎業許可証、解体業許可証の写しの提出を官側が確認できなかった者の入札。

(8) その他入札に関する条件に違反した場合。

9 保 証 金

(1) 入札保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除とする。ただし、落札者が契約を履行しない場合は、入札金額の100分の10以上の額を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償

遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上の額を違約金として徴収する。

10 損 害 賠 償 請 求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

11 契 約 書 の 作 成

落札者は、落札決定後遅延なく「陸上自衛隊標準契約(請)書」の様式により契約書を作成し提出するものとする。また「売払い物品の解体に関する特約条項」を付する。

(1)適用条項

「不用物品売払契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

12 売払に関する注意事項

(1) 貿易管理令に基づく輸出制限

防衛専用車両については、当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。

(2) 「解体及び破砕時(又は溶解)の工程写真」、「解体証明書」又は「破砕(溶解)証明書」の提出期限は、仕様書に示すとおり作業完了後15日以内とする。

13 代 金 の 納 付

納入告知書又は現金による納付とする。ただし、落札金額によっては現金での納付は不可とする。

14 そ の 他

(1) 入札参加希望者は、令和6年9月19日 17時00分までに資格審査決定通知書(全省庁統一資格)、引取業者登録通知書、フロン類回収業者登録通知書、破砕業許可証、解体業許可証の写しを提出すること。

下請負申請する者は、令和6年9月18日 13時00分までに下請申請書を提出し官側の承認を受けること。

上記期限までに書類提出又は、連絡等がない場合は入札を認めない。

(2) 落札者については、速やかに「工程予定表」を提出するものとする。

(3) 代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出すること。

(4) 入札者は「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載すること。

(5) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(6) 入札後契約を締結するまでの間に都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(7) 日本国籍以外の方が大宮駐屯地内に出入りする場合、事前に申請及び許可が必要となる為、下記連絡先 第338会計隊大宮派遣隊 担当:長濱まで連絡すること。

(8) 連絡先

〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7 陸上自衛隊大宮駐屯地

入札・契約についての問い合わせ

第338会計隊大宮派遣隊 契約班 担当:長濱 電話048-663-4241(内線388) FAX048-665-3121

売払車両等についての問い合わせ

大宮駐屯地業務隊補給科 担当:黒田 電話048-663-4241(内線373)